

## 第2回既存住宅状況調査事業説明会

(一社) 神奈川県建築士会

日 時 平成30年3月9日(金) 午後6時～午後7時

場 所 神奈川県建設会館2階 講堂

説明者 神奈川県建築士会事務局

内 容

- 1 平成30年4月実施のインスペクションをめぐる動向  
～宅建業会等の状況 国交省告示「安心R住宅」事業団体登録への動き
- 2 インスペクション業務量と見積額について
- 3 保険関係について  
既存住宅売買瑕疵担保責任保険の加入について
- 4 神奈川県建築士会会員限定の技術者名簿の作成と活用について

## 既存住宅状況調査 事業説明会

### 1 平成30年4月実施のインスペクションをめぐる動向

～宅建業会等の状況 国交省告示「安心R住宅」事業団体登録への動き

- (1) 神奈川県宅地建物取引業協会は現在4月からの動向を見守っている状況だが、連合会と宅建業連合会との間での業務提携は建築士会の連合会の都合により締結しないこととなった。

このことから、神奈川県建築士会から神奈川県宅地建物取引業協会に対して働き掛けを行い、名簿を協会会員に周知することに了承した。(詳細は、4の名簿のところの説明)

### (3) 安心R住宅について

現在、2団体が登録しているとのことだが、先行きは未だ明らかでない。

### 2 インスペクション業務量と見積額について

インスペクションに係る業務量について規模、構造等に分けての積算を連合会と日事連と協同して12月に行った。(結果は資料1のと)

これを基に、神奈川県建築士会で検証し、一部修正し、見積金額を算出した。(資料2)

### 3 保険関係について

建築士会会員は、既存住宅売買瑕疵担保責任保険の検査機関となっている事務所が少ないことから、検査機関となる場合は、多くの会員が新たなる加入となる。

これに対し、東京建築士会が住宅保証機構と覚書を結び、依頼があった場合すぐに検査機関となれるようなシステムを構築予定である。(資料3)

神奈川建築士会も東京同様に対応予定である。

### 4 神奈川県建築士会会員限定の技術者名簿の作成と活用について

#### (1) 名簿の作成

会員のうち、既存住宅状況調査技術者登録がある者で、連合会の創設した既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険に加入した者で、調査を受注する予定の会員を対象に希望者を募り、名簿を作成し、活用する。

名簿の項目は、連合会名簿を基に、神奈川県建築士会独自の項目を追加する。名簿案は資料4のとおり。

## (2) 名簿の活用

この作成した名簿を、平成30年4月2日から神奈川県宅地建物取引業協会の会員に提示することにより、インスペクションの業務の受注の促進を図る。

## (3) 作成スケジュール

名簿掲載を希望する者は、3月20日までにメールで神奈川建築士会のメールアドレス ([info@kanagawa-kentikusikai.com](mailto:info@kanagawa-kentikusikai.com)) に登載希望と書いて送ります。

その後、建築士会から送られてきたアドレスに登載事項を記入するエクセルシートをメールするので、3月26日までに登載事項を記入してメールで返信してください。

この名簿を、協会に提示する。提示の方法は、建築士会のホームページにパスワード付きで登載します。そのアドレスとパスワードを協会に提示することにより、協会から協会会員に周知していただきます。

## (4) 費用について

登録料は無料とします。

ただし、インスペクションの受注量が多くなった場合は、協会との連絡調整、名簿の更新等の事務が大きくなった場合は、年間管理費を検討します。受注量等を勘案して検討します。

平成 29 年 12 月 21 日

## 既存住宅状況調査に係る「業務量の目安」について

(公社) 日本建築士会連合会

(一社) 日本建築士事務所協会連合会

平成 29 年 6 月に宅地建物取引業法が改正され、既存住宅取引における既存住宅状況調査に係る制度が平成 30 年 4 月から施行される。

しかしながら、既存住宅状況調査に係る業務委託契約を締結する際の報酬額の算定に必要な基礎的情報がないため、既存住宅状況調査技術者講習の受講者から必要な情報の提供について多くの要望が寄せられた。また、既存住宅状況調査技術者をあつせんすることになる不動産業界からも、報酬額に関する情報を知りたいとの要望が寄せられている。

このため、(公社) 日本建築士会連合会及び(一社) 日本建築士事務所協会連合会は、これまでのインスペクションの実施例等を踏まえ、既存住宅状況調査の「業務量の目安」をこのたび作成した。調査依頼者等との報酬額に関する協議の際に、参考として頂きたい。

なお、既存住宅状況調査に係る業務委託契約については、四会連合協定、建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会による「既存住宅状況調査業務委託契約書」が公開されている。「業務量の目安」は、当該業務委託契約書による契約を想定して作成している。契約にあたっては、四会連合協定研究会の業務委託契約書を活用して頂きたい。

## 「業務量の目安」を利用するにあたっての注意事項等

1. 「業務量の目安」は、一般的な平面、立面等を有する住宅を想定したものである。したがって、特殊な平面、立面等を有する住宅についての業務量は、個々に検討する必要がある。
2. 「業務量の目安」は、調査対象となる既存住宅の平面図等の図面があり、現状がその図面から大幅に変更されていないことを前提としている。
3. 下記の業務量は含んでいないので、当該業務が発生する場合には業務量を追加するか、経費の別途計上を検討する必要がある。
  - ・ 調査用平面図等の図面起こし
  - ・ 床下・小屋裏に侵入しての調査
  - ・ コンクリート圧縮強度調査、鉄筋探査
  - ・ オプション調査
  - ・ 依頼主以外に対する調査報告書の説明
4. 共同住宅の住棟型調査については、建物の規模、階数等によって業務量が大きく異なると考えられるため、「業務量の目安」は示していない。
5. 「業務量の目安」は、これまでのインスペクションの実施例等を踏まえて作成したものである。既存住宅状況調査の実績等を踏まえ、今後適宜見直すことを予定している。

【 既存住宅状況調査に係る「業務量の目安」 】

建物種別	戸建住宅 (150 m <sup>2</sup> 以下)		戸建て住宅 (150 m <sup>2</sup> 超 200 m <sup>2</sup> 以下)		共同住宅 (長屋等含む) 住戸型 (100 m <sup>2</sup> 以下)	
	W・S・RC		W・S・RC		W・S・RC	
構造	時間	人	時間	人	時間	人
契約 聞き取り 事前調査	1.0	1	1.0	1	1.0	1
現地調査 (目視による建物調査) (注1)	2.0	2	3.0	2	1.5	2
報告書の作成 写真整理等	6.0	1	8.0	1	5.0	1
報告書提出 報告・説明	1.0	1	1.0	1	1.0	1
計	12.0 人・時間		16.0 人・時間		10.0 人・時間	

注1) 現地調査は、既存住宅状況調査技術者2名が行うことを想定している。

既存住宅状況調査技術者1名が、補助者を使用して調査する場合には、調査時間が長くなることに留意する必要がある。

注2) 調査用平面図の作成、床下・小屋裏に侵入しての調査、コンクリート圧縮強度調査、鉄筋探査、その他オプション調査、依頼主以外に対する報告書の説明、は別途。

## 【参考】 既存住宅状況調査に係る業務報酬について

既存住宅状況調査に係る業務報酬については、耐震診断・耐震改修に係る設計等の業務報酬基準として国土交通省が定めた、平成 27 年国土交通省告示第 670 号が参考になると考えられる。

告示のポイントは以下の通りであるが、詳細は別紙を参照して頂きたい。

### 〔耐震診断・耐震改修等に係る設計等の報酬〕

$$= \text{〔業務経費〕} + \text{〔技術料等経費〕} + \text{〔消費税〕}$$

$$\begin{aligned} \text{〔業務経費〕} &= \text{〔直接人件費〕} + \text{〔検査費〕} \text{ (注1)} + \text{〔特別経費〕} \text{ (注2)} \\ &\quad + \text{〔直接経費〕} + \text{〔間接経費〕} \end{aligned}$$

「直接人件費等に関する略算方法による算定」によれば、

$$\text{〔直接経費〕} + \text{〔間接経費〕} = \text{〔直接人件費〕} \times 1.0$$

(注 1) 既存住宅状況調査における検査費としては、次のような調査に係る外注費、調査機器使用料及び損料等が該当すると考えられる。

- ・基礎における鉄筋の本数・間隔に関する調査（電磁波レーダー法、電磁誘導法）
- ・リバウンドハンマーによる圧縮強度調査
- ・コア採取による圧縮強度試験

(注 2) 既存住宅状況調査における特別経費としては、次のような経費が該当すると考えられる。

- ・対象住宅に係る平面図等がない場合、又は図面があっても現状が大きく変更されている場合における調査のための図面起こし
- ・床下・屋根裏に侵入しての調査
- ・依頼者以外の当事者（依頼者が売主の場合にあっては買主等）に対する調査報告書の説明
- ・調査対象住宅が遠方の場合における、出張旅費

○国土交通省告示第六百七十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十五条の規定に基づき、建築士事務所の開設者が耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第一項に規定する耐震診断をいう。以下同じ。）及び耐震改修（同条第二項に規定する耐震改修をいう。以下同じ。）に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準を次のように定める。

平成二十七年五月二十五日

国土交通大臣 太田 昭宏

**建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準**

**第一 業務報酬の算定方法**

建築士事務所の開設者が耐震診断又は耐震改修に係る建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督又は建築物に関する調査若しくは鑑定（以下「設計等」という。）の業務に関して請求することのできる報酬は、特殊な構造方法の建築物に係る設計等の業務を行う場合その他の特別の場合を除き、第二の業務経費、第三の技術料等経費及び消費税に相当する額を合算する方法により算定することを標準とする。

**第二 業務経費**

業務経費は、次のイからホまでに定めるところによりそれぞれ算定される直接人件費、検査費、特別経費、直接経費及び間接経費の合計額とする。この場合において、これらの経費には、課税仕入れの対価に含まれる消費税に相当する額は含まないものとする。

イ 直接人件費

直接人件費は、設計等の業務に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の一日当たりの額に当該業務に従事する延べ日数を乗じて得た額の合計とする。

ロ 検査費

検査費は、溶接部の超音波探傷検査、コンクリート供試体の圧縮強度検査その他の設計等の業務に附随して行う検査を第三者に委託する場合における当該検査に係る費用の合計額とする。

ハ 特別経費

特別経費は、出張旅費、特許使用料その他の設計等の委託者（以下「委託者」という。）の特別の依頼に基づいて必要となる費用（ロに定める経費を除く。）の合計額とする。

ニ 直接経費

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計等の業務に関して直接必要となる費用（ロ及びハに定める経費を除く。）の合計額とする。

ホ 間接経費

間接経費は、設計等の業務を行う建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（イからニまでに定める経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

### 第三 技術料等経費

技術料等経費は、設計等の業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

### 第四 直接人件費等に関する略算方法による算定

鉄骨造、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又は戸建木造住宅に係る設計等の業務を行う場合にあっては、業務経費のうち直接人件費並びに直接経費及び間接経費の合計額の算定については、第二のイ、ニ又はホにかかわらず、次のイ又はロに定める算定方法を標準とした略算方法によることができるものとする。ただし、建築物の床面積の合計が、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあっては別添二別表第一、戸建木造住宅にあっては別添二別表第二の床面積の合計の欄に掲げる値のうちの最も小さい値を下回る建築物又は最も大きい値を上回る建築物にあっては、その略算方法によることができないものとする。

#### イ 直接人件費

設計等の業務でその内容が別添一に掲げる標準業務内容であるものに係る直接人件費の算定は、通常当該標準業務に従事する者一人について一時間当たり必要とする人件費に、別添二に掲げる標準業務人・時間数（別添二に掲げる標準業務人・時間数によることができない場合にあっては、別添一に掲げる標準業務内容について一級建築士として二年又は二級建築士として七年の建築に関する業務経験を有する者が当該標準業務を行うために必要な業務人・時間数を建築士事務所ごとに算定した場合における当該業務人・時間数。以下「標準業務内容に応じた業務人・時間数」という。）を乗じて算定する方法

#### ロ 直接経費及び間接経費の合計額

直接経費及び間接経費の合計額の算定は、直接人件費の額に一・〇を標準とする倍数を乗じて算定する方法

- 2 前項イに定める算定方法において、標準業務内容のうち一部の業務のみ行う場合は、標準業務内容に応じた業務人・時間数から行われたい業務に対応した業務人・時間数を削減することにより算定するものとする。
- 3 第一項イに定める算定方法において、別添三に掲げる業務など標準業務内容に含まれない追加的な業務を行う場合は、当該業務に対応した業務人・時間数を標準業務内容に応じた業務人・時間数に付加することにより算定するものとする。
- 4 第一項イに定める算定方法において、平面及び立面が不整形であるなど特殊な形状の建築物又は軟弱な地盤であるなど特殊な敷地上の建築物に係る設計等の業務を行うために必要な業務人・時間数が標準業務内容に応じた業務人・時間数を超過した場合は、当該超過した業務人・時間数を加算することにより算定するものとする。
- 5 第一項ロに定める算定方法において、直接経費及び間接経費が通常の場合に比べ著しく異なる場合は、乗ずる倍数を調整することにより算定するものとする。

### 附 則

(略)

### 別添一 ～ 別添三

(略)

## 【既存住宅状況調査に係る「業務量の目安」】

18.03.09

建物種別	戸建住宅 (150㎡以下)				戸建住宅 (150㎡超200㎡以下)				共同住宅(長屋等含む) 住戸型(100㎡以下)			
	W・S・RC				W・S・RC				W・S・RC			
	連合会		神奈川建築士会		連合会		神奈川建築士会		連合会		神奈川建築士会	
構造	時間	人	時間	人	時間	人	時間	人	時間	人	時間	人
契約・聞き取り 事前調査	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1	2	1
現地調査 (目視による建物調査)	2	2	4	1	3	2	6	1	1.5	2	3	1
報告書の作成 写真整理等	6	1	4	1	8	1	6	1	5	1	4	1
報告書提出 報告・説明	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	12.0		11.0		16.0		15.0		10.0		10.0	

## 神奈川建築士会 報酬の目安 参考見積額

単価	¥4,650	¥4,650	¥4,650
人・時間	11.0	15.0	10.0
直接人件費	¥51,150	¥69,750	¥46,500
直接経費 間接経費	¥25,575	¥34,875	¥23,250
報酬額の目安	¥76,725	¥104,625	¥69,750

## その他の費用など

検査費	鉄筋探査			
	電磁波レーダー法	個別見積による	個別見積による	-
	電磁誘導法	-	-	-
	コンクリート圧縮強度			
	リハウトハンマー	-	-	-
	コア採取	-	-	-
特別経費	調査用平面図の作成	4 (2・2)	4 (2・2)	1 (1・1)
	床下・小屋裏侵入調査	1	1	-
	出張旅費	適宜	適宜	適宜
	その他			
オプション調査	設備配管	1	1	1
	給排水設備			
	電気設備			
	ガス設備			

## 既存住宅現況調査及び瑕疵保険検査の同時受託可能事前周知について

### 1. 目的

東京建築士会の会員である現況調査技術者が、宅建業者等から既存住宅の個人間売買に伴う現況調査業務の受注または受注相談にあたっては、現況調査技術者が現況調査と同時に既存住宅瑕疵保険の検査を行えることが前提となると思慮される。

一方で、既存住宅瑕疵保険の検査を行うためには、本来、瑕疵保険法人への登録が必要であり、事前の登録手続き、登録費用等が発生する。

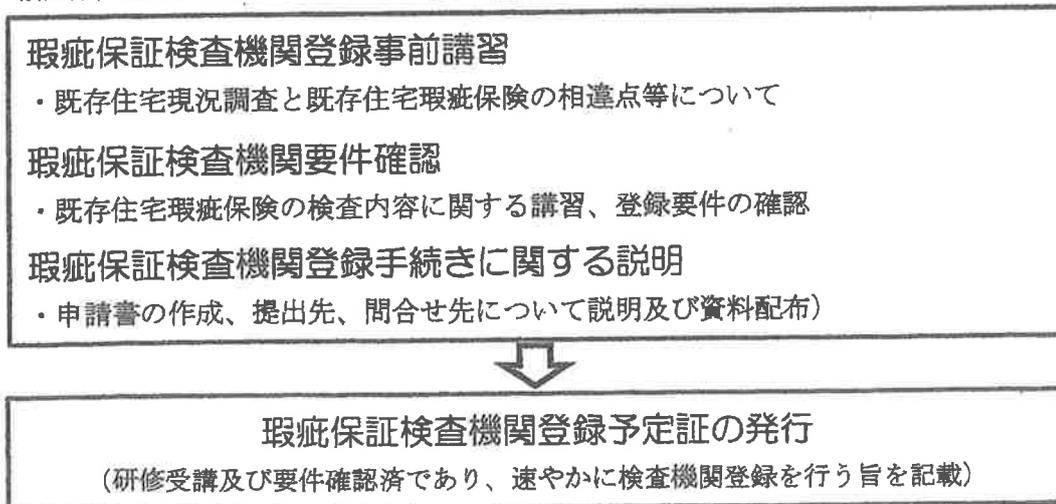
今般は、東京建築士会様と弊社の提携により、当該現況調査技術者の登録手続き、登録費用等の負担軽減を図ることを目的とする。

### 2. 概要

東京建築士会様の会員である現況調査技術者に対して予め既存住宅瑕疵保険の検査内容に関する講習、登録要件の確認等を行うことにより、実際に既存住宅瑕疵保険の受注、または受注相談があった時点で速やかに瑕疵保証検査機関登録を行えるようにする（「瑕疵保証検査機関予定登録機関」という。）。

これにより、当該現況調査技術者が宅建業者に対して現況調査と同時に既存住宅瑕疵保険の検査を行うことが可能である旨を事前に周知できるようにする。

#### 瑕疵保証検査機関登録予定機関講習会のイメージ



### 3. 東京建築士会と弊社の覚書等の締結について

瑕疵保証検査機関登録予定証の発行に関して東京建築士会と弊社で覚書を締結するものとする。

なお、当該覚書には、「瑕疵保証検査機関登録予定講習」の開催にあたって会員への周知及び招集について同士会に協力いただく旨、及び瑕疵保証検査機関登録予定証の発行を一定の条件の基に発行する旨等を記載する。

# まもりすまい既存住宅保険（個人売主型） 検査機関登録の手続きについて

## 1 検査機関登録

まもりすまい既存住宅保険（個人売主型）を利用するためには、保険契約者（保険申込者）となる検査機関様が、当社へ登録いただくことが必要です。

検査機関登録の申請は、以下の手順に従ってください。

### （1）申込者

まもりすまい既存住宅保険（個人売主型）を利用いただく検査機関様が対象です。

### （2）登録有効期間と検査機関登録料

#### ①登録有効期間

検査機関登録日から1年が登録有効期間です。継続して当保険を利用される場合には、1年ごとに検査機関登録更新の手続きが必要です。

#### ②検査機関登録料

検査機関登録料は、まもりすまい保険（新築住宅の住宅瑕疵担保責任保険）に係る事業者届出等の有無により、下記のとおりです。

なお、受領した検査機関登録料は返還できませんのでご了承ください。

		検査機関登録料（消費税込み）
新規登録	まもりすまい既存住宅保険（個人売主型）のみご利用になる場合	15,750円
	まもりすまい保険等 届出事業者の場合 ※	10,500円
更新登録		10,500円

※ まもりすまい保険の届出事業者様、まもりすまいリフォーム保険、まもりすまい既存住宅保険（宅建業者売主型）、まもりすまい大規模修繕かし保険の登録事業者様の皆様が対象です。

また、まもりすまい既存住宅保険（個人売主型）の登録事業者申請と同時にまもりすまい保険（新築）、まもりすまいリフォーム保険、まもりすまい既存住宅保険（宅建業者売主型）、まもりすまい大規模修繕かし保険のいずれかの届出事業者申請等を同時に行う事業者様も対象となります。

なお、まもりすまい保険（新築）の新規事業者届出を同時に行う場合、事業者届出料として別途9,450円（税込）がかかります。まもりすまいリフォーム保険、まもりすまい既存住宅保険（宅建業者売主型）、まもりすまい大規模修繕かし保険の事業者登録等を同時に行う場合、事業者登録料として別途10,500円（税込）がかかります。

(3) 検査機関登録の単位

検査機関登録の単位は法人ごと、個人事業主の場合は事業者ごとです。

(4) 登録要件および欠格事由

①登録要件

検査機関登録には、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- 一 次のいずれかに該当すること ※
    - イ. 住宅品確法第5条に定める登録住宅性能評価機関
    - ロ. 建築基準法第77条の21に定める指定確認検査機関
    - ハ. 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所登録を行っている事業者
  - 二. 建設業法による建設業許可を受けている事業者
- 二 既存住宅の構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分についての検査に係る規定を有すること。
  - 三 直近3年間に5件以上、二に規定する検査にかかる規定に従って、検査業務を行っていたこと。ただし、検査をおこなうものに対する当会社所定の研修の受講をもってこれに代えることができる。
  - 四 瑕疵保証検査を行う者として、一級建築士、二級建築士または木造建築士が所属していること。
  - 五 保証責任の履行に係る担当部署または責任者が配置されていること。
  - 六 四に掲げる建築士が年間保険申込予定数120戸までの場合1名以上、120戸を超える場合1名に加えて120戸毎に1名以上所属していること。

※ 引渡後リフォーム保険をご利用の事業者様は、「一の二. 建設業法による建設業許可を受けている事業者」に限ります。

②欠格事由

次のいずれかの事由に該当する場合には検査機関登録を行うことはできません。またすでに登録されている検査機関様については、次のいずれかの事由が生じた場合には登録を抹消します。

- 一 当該登録検査機関を保険契約者および被保険者とする当会社との間の保険契約（「まもりすまい既存住宅保険（個人売主型）」契約に限らない。）において、重大な告知・通知義務違反または不誠実な行為を行った場合
- 二 異なる時期に瑕疵保証検査を実施した住宅において同一原因による事故が多発するなど、検査能力が著しく低く保険の引受けにかかる危険が特に大きいと当会社が判断する場合
- 三 重要な事項に関する虚偽の記載等の不正な手段により検査機関登録を行った場合
- 四 前一号から三号までに規定する事由により当会社から登録を抹消され、その抹消の日から3年を経過していない場合
- 五 次の関係法令のいずれかに該当して、その処分の日から5年を経過していない場合
  - イ 住宅品確法第24条の規定による登録の取消し
  - ロ 建築基準法第77条の35の規定による指定の取消し
  - ハ 建築士法第26条の規定による登録の取消し
  - ニ 建設業法第29条の規定による許可の取消し
- 六 検査機関登録の有効期間中に上記1（4）①に規定する登録要件を満たさないことが明らかになった場合
- 七 暴力団員その他の反社会的勢力の関係者である場合

## 2 登録手続き

### (1) 検査機関登録の窓口

検査機関登録を行う検査機関様は、主たる事業所（本社、本店等）の所在地にある統括事務機関に、検査機関登録申請書及び添付書類（詳細は「(3) 検査機関登録に必要な書類」参照）を提出してください。

### (2) 保険契約の重要事項説明

保険契約の内容等を十分にご理解いただくため、「重要事項説明書」を必ずご一読ください。保険契約内容等についてご不明な点は、当社または統括事務機関にお尋ねください。

### (3) 検査機関登録申請に必要な書類

1) 検査機関登録に必要な提出書類は、次のとおりです。

(◎：全検査機関必須 ○：該当する場合必須 ▲：適用を希望する場合必須)

提出書類	備考
◎ ①「まもりすまい既存住宅保険（個人売主型）」検査機関登録申請書	
○ ②預金口座振替依頼書	
◎ ③検査機関登録要件申告書	
◎ ④次のいずれかの書面の写し ・登録住宅性能評価機関登録証 ・指定確認検査機関指定書 ・一級建築士事務所登録証 ・建設業許可証 ※	※ 引渡後リフォーム保険をご利用の事業者様は、建設業許可証の写しをご提出ください。
◎ ④検査に係る規定	「構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分についての検査」の「実施内容」、「手順」及び「技術基準」が定められている書面をご提出ください。
○ ⑤検査業務の実績（直近3年間5件以上）を証する書面（次のいずれか） ・検査実施状況の管理簿等の写し ・検査報告書等の写し	「当会社所定の研修の受講」により検査業務実績の要件を替える場合は、提出不要です。
◎ ⑥一級建築士、二級建築士、木造建築士であることを証する免許証（写）または免許証明書（写）	「検査機関登録要件申告書」に記載した建築士に関する免許証（写）または免許証明書（写）をご提出ください。
◎ ⑦事故処理体制等を証する書面	保証責任の履行に係る担当部署または責任者がわかる組織図等の書面をご提出ください。
▲ ⑧支店等届出を希望する場合の提出書類 ◎①支店等届出申請書 ◎②登記簿（写） ▲③預金口座振替依頼書（支店等の届出を希望する支店等の口座から保険料等の引き落としを希望する場合）	

### 3 登録

#### (1) 登録審査結果の通知

登録審査完了後、検査機関に次の書類を送付いたします。

審査結果	送付書類
登録要件に適合の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まもりすまい既存住宅保険（個人売主型）検査機関登録要件適合通知書</li> <li>兼 まもりすまい既存住宅保険（個人売主型）検査機関登録料 請求書</li> <li>・ 振込用紙</li> </ul>
登録要件に不適合の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まもりすまい既存住宅保険（個人売主型）検査機関登録要件 不適合通知</li> </ul>

#### (2) 検査機関登録料の振込み

登録適合の場合、まもりすまい既存住宅保険（個人売主型）検査機関登録要件適合通知書が届いてから2週間以内に当会社指定の振込用紙の記載金額を振り込んでください。

検査機関登録料の入金が確認できない場合、その入金が確認できるまでの間、当該検査機関に係る保険申込の受付は原則として行いませんので、振込み手続きをお願いいたします。

#### (3) 検査機関登録証の交付

上記(2)の検査機関登録料の入金を確認した後、当会社より「検査機関登録証」が交付され、検査機関登録手続きは完了します。

### 4 登録検査機関名簿のホームページへの掲載

まもりすまい既存住宅保険（個人売主型）登録検査機関の情報は、当会社ホームページにて公開いたします。消費者のみなさまが登録検査機関を選定する際の情報として活用していただくことを目的として行うもので、検査機関登録にあたり情報公開について同意していただくことが必要です。

また、当会社ホームページへの名簿の掲載に同意していただいた項目について、まもりすまい既存住宅保険（個人売主型）のさらなる普及のため、当会社より一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録情報を提供します。協会は必要に応じて当該情報を活用し、公開しますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

公開区分	項目
全検査機関対象	商号、代表者名、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、既存保険契約件数
検査機関が同意した場合のみ	資本金、E-MAIL アドレス、ホームページアドレス

### 5 登録内容の変更

検査機関登録後、登録内容に変更が生じた場合には、変更の手続きを行ってください。

主たる事業所（本店等）の所在地にある統括事務機関に、次の「検査機関登録申請書」に変更事項を記載の上、ご提出ください（変更内容により添付書類が必要な場合があります。）。

18.03.09

## 既存住宅状況調査技術者の検索ページ 記載事項

写真掲載 任意	登録番号 (有効期間)	02171400056 (2021-03-31)
	氏名	村山 勉
	勤務先名	アルファ・デザイン株式会社
	勤務先住所	神奈川県川崎市中原区木月4-31-10KS元住吉801
	TEL	447898162
	メールアドレス	t-murayama@alp-d.com
	ホームページURL	http://www.alp-d.com/
	所属士会	神奈川県建築士会
	所有資格	一級建築士

日本建築士会連合会HPより

## 神奈川県 既存住宅状況調査技術者 名簿 (案)

	登録番号 (有効期間)	02171400056 (2021-03-31)
	氏名 (カナ)	村山 勉 (ムラヤマ ツトム)
	勤務先名	アルファ・デザイン株式会社
	勤務先住所	神奈川県川崎市中原区木月4-31-10KS元住吉801
	TEL	044-789-8162
	メールアドレス	t-murayama@alp-d.com
	対応調査分野	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅(住戸) <input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅(住棟)
	対応構造	<input type="checkbox"/> W <input checked="" type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> RC
	対応可能エリア	神奈川県内、東京都23区内
	連合会団体保険加入	<input checked="" type="checkbox"/> 加入済 <input type="checkbox"/> 未加入
	所有資格	技術的支援対応 <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
一級建築士	瑕疵保証検査機関登録 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

## ■追加変更内容

追加事項 写真必至  
氏名カナ  
対応調査分野  
対応構造  
対応可能エリア  
保険加入の有無  
技術支援対応  
瑕疵保証検査機関登録

削除事項 ホームページURL

# 既存住宅インスペクションについて

前制度 長期優良住宅化推進事業(対象に一級施工監理技術者を含みます。ただし移行講習は建築士のみ)

